# 仕 様 書

#### 1. 事業の件名

2025 年度 J R 周遊促進事業 海外 0TA を対象とした四国内の観光コンテンツ掲載促進実施事業委託業務

#### 2. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

2023 年以降、インバウンド旅行者の急激な回復・増加傾向が顕著になる中、四国内へのインバウンド旅行者の誘客促進と四国内における周遊促進に向けては、その発信・影響力の高い海外 OTA における四国内観光に関わるアクティビティー(以下四国内観光コンテンツという。)を増加させることが急務であると捉えている。

その為、海外 OTA の四国内観光コンテンツに対する認知度向上や、最新情報の提供などによる四国内コンテンツの掲載数増加とともに、今後四国内への誘客促進が期待される施設の追加を目指す。

#### (2) 実施主体

・一般社団法人四国ツーリズム創造機構(以下、四ツ創という。)

## (3) 対象属性

・台湾・香港・中国における訪日リピーター層

## (4) 対象会社

・上記対象市場に発信・影響力が高く、対象市場から、四国への旅行商品造成や送客の 可能性が高い海外 OTA 2 社

## (5)対象とする四国内観光コンテンツ

・四国内で観光アクティビティーの事業運営をする事業者(以下、四国内事業者という。) とし、四ツ創の会員以外の四国内事業者も対象とする。

(今後、四国内への誘客促進が期待される施設が望ましい。)

## (6)連携先

四国旅客鉄道株式会社(以下、JR 四国という)、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、 四国内の地域連携 DMO・地域 DMO

#### 3. 業務内容

(1) 四国内事業者に対する海外 OTA サイトへの登録促進・運用支援

四国内観光コンテンツの海外 OTA サイトへの登録件数が少ない状況を踏まえ、上記、「2. 事業の概要内(1) 事業の目的」記載の主旨を説明し、次の取組を実施すること。

## (ア)四国内事業者向け説明会の実施

上記「2. 事業の概要 (5)に記載するコンテンツを運営する事業者に対し、オンラインでの説明会を実施し、本事業の目的の共有ならびに海外 OTA への掲載と利用促進を促すとともに、下記に記載する商談会への参加告知を行うこと。

なお、説明会の実施方法ならびに四国内事業者への開催告知と募集方法については、その詳細を四ツ創に対して具体的に提案すること。

実施時期:令和7年8月中での1回開催を原則とする。

# (2) 四国内事業者に対する海外 OTA への掲載の希望内容の調査・選定

(1)の開催後、説明会に参加した四国内事業者に対し、オンラインでの個別商談開催への対応の可否、掲載希望の可否や希望する商品に係る予算等、出来る限り詳細な要望を調査し、調査結果をヒアリングシート等の書式に速やかに取り纏めること。

その際、説明会に不参加であった四国内事業者に対しては、説明会内容の動画配信を始めとした開催内容の詳細資料を配布する等、海外 OTA に関する情報共有を併せて行い、説明会に不参加であった事業者からも広く商談会への参加を促すこと。

## (3) 海外 OTA と四国内事業者との商談会の実施ならびに商談結果の確認

(2) の後、海外 OTA と四国内事業者との商品掲載の契約を目的としたオンラインでの個別商談会の実施ならびに意見交換の場をセッティングすること。 なお、個別商談会への事業者の参加ならびに実施方法については、その詳細を四ツ創に対して具体的に提案すること。

詳細については概ね下記の内容を基本とする

- ア. 開催時期: 令和7年8月~9月上旬における任意の午前もしくは午後のいずれ か半日または終日での1回もしくは2回開催を想定。
- イ. 参加想定事業者数:最大20事業者を想定。
- ウ. 商談時間:1事業者当たり15分程度
- エ. 商談は四ツ創の同席の下、実施すること。
- オ. 当商談で発生する諸費用は委託料より負担すること。 また、セッティングに係る詳細については、四ツ創に対して具体的に提案する こと。

商談終了後、概ね30日~45日後までに商談の結果について、海外0TA・四 国内事業者の双方に対し、商談結果の可否についてヒアリングを行うとともに、 契約不成立であった場合の理由についても可能な限りヒアリングを行い、その 結果を四ツ創に報告すること。

実施時期:令和7年9月~10月末(予定)

更に2ヶ月に1回程度、四ツ創の求めに応じて随時報告を行うこと。

## 4. 本事業を通じた成果目標(KPI)

・アウトプット

## 【商談会】

海外 0TA 各社に対し徳島県・香川県・愛媛県・高知県の各県3事業者以上との商談を実施する。商品成約は海外 0TA 2 社合計で12商品以上を目標とする。

#### 5. 留意事項

- (1) 企画提案における留意事項
- ① 基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制、円滑な運営に資する施策について明記すること。
- ② 留意事項で求めている事項については、必ず企画提案内容に含めること。
- ③ 再委託の有無を記載すること。(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)また、 再委託する場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載す ること。
- ④ 経費見積りは、それぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。 単価×数量で記載できる項目について、内訳を記載することとし、「一式」表記は基本 的に認めない。

## (2) 事業実施における留意事項

- ①業務の実施にあたっては、四ツ創の指示に従うこと。
- ②翻訳にあたってはネイティブチェックの体制を明確にし、誤字・脱字や単なる遂語訳ではなく、現地で違和感のない内容とすること。

#### 6. その他

(1)業務実施報告書

実施報告書(A4版カラー冊子3部※日本語)を提出すること。 データでの提出も合わせて行うこと。

- (2) 委託業務の成果品に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)及び所有権は、四ツ創に帰属するものとする。また、受託者は、著作権法上の権利のうち、著作権人格権(著作権法第18条から第20条までに規定される権利をいう。)を合理的な理由がない限り行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は、四ツ創の承諾なしに本業務により制作された成果品及び資料を他に流用することはできない。

以上